

徳島県告示第六百二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第一号の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和三年九月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 処分をした年月日

令和三年八月二十五日

二 被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地

林鉄筋工業株式会社

徳島市国府町芝原字中庄一番地一

三 被処分者の代表者氏名及び許可番号

代表取締役 林 和義

徳島県知事許可（般・〇一）第七〇三五三号

四 処分の内容

建設業法第二十九条第一項第一号の規定による許可の取消し（解体工事業に関する一

般建設業許可）

五 処分の原因となった事実

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第八十三号）附則第四条の経過措置が令和三年六月三十日を限りに終了したことに伴い、建設業法第七条第二号に掲げる基準を満たさなくなった。このことが同法第二十九条第一項第一号に該当する。